

購入前に
確認しよう!

除草剤を購入するときのポイント



除草剤は2種類あります

- ① 農薬として登録されている除草剤
- ② 農薬ではない（登録されていない）除草剤

1 登録されている除草剤

○使用の目的

農作物や樹木・芝・花き等の栽培・管理のために使用



! 家庭菜園やガーデニングも含まれます!

なぜ登録が必要なの?

- ★ 農薬は、農作物に使用されるものなので、国が人の健康や環境への影響を評価し、問題がないと判断したものを登録しています。
- ★ ラベルにある作物と使用方法（希釈倍数、使用量、使用時期、回数など）を守れば、人にも作物にも安全です。

2 登録されていない除草剤

○使用の目的

道路、駐車場、グラウンドなどの
栽培や管理している植物がない場合に使用

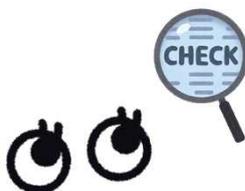


! このような除草剤を植物の栽培・管理に使用することは、
法律で禁止されています。

登録されているかの見分け方

1 登録されている除草剤

容器に
『農林水産省登録第〇〇〇〇〇号』
の表示があります。



2 登録されていない除草剤

容器や商品のまわりに
「農薬として使用することができない」ことが
表示されています。



使用前に
チェック!

除草剤を使用するときの注意点

! ラベルに書いてある注意事項を守り、
周辺の田畑や住宅地などに除草剤を飛散させないように注意しましょう。

農薬は使用方法通りに使えば、人や農作物の安全は確保されますが、適正に使わないと、飛散などにより農作物が枯れるなど被害が発生することがあります。

使用するときのチェックポイント



使うときは、必ずラベルに記載されている使用上の注意事項等を確認し、正しく使いましょう。



散布は、無風又は風が弱いときなど、周辺近隣に影響が少ない天候・時間帯に行いましょう。



周辺にお住まいの方へ事前に使用の目的、散布日時、種類や使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知しましょう。



除草剤の使用に伴う農作物への被害の事例

被害の内容	被害発生時の状況
小麦の黄化・枯死	・強風時の農薬散布により、隣接するほ場内の小麦に飛散
稲の葉の変色・生育不良	・強風時に、隣接する畑地で除草剤を散布したため、飛散

農林水産省「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況調査結果」より

ぜひ
ご覧ください♪



農林水産省では、農薬を取り扱う上での注意すべき事項についてホームページで公表しています。



https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/